

令和 7 年度

**第 1 7 期第 1 2 回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和 8 年 1 月 2 7 日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和8年1月27日(火) 午前10時00分から 10時40分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 3 その他
 - (1) サイバーセキュリティ方針の策定について
 - (2) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂
木下和行 濱口利貴 千田良仁 松田浩一 奥村卓二 木村那津子
中川かおり

欠席委員

辻本寛一 倉島彰

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西学

行政

水産資源管理課
(資源管理班)

班長 竹内泰介
技師 田中翔稀

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 西窪大輔
係長 牧野朗彦
主査 林茂幸

傍聴者

なし

計 21 名

○矢田会長

新年あけましておめでとうございます。委員の皆さま今年もよろしくお願いします。

それでは、ただいまから第 17 期第 12 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、辻本委員と倉島委員が欠席で、13 名が出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、濱田委員と松田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1－1 ページをご覧ください。

令和 8 年 1 月 9 日付け農林水第 24-1083 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

1－2 ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について、次のとおり変更します。くろまぐろ（小型魚）の全体枠は 65.8 トンになります。このうち「定置漁業」が 23.9 トン、「中型まき網漁業」が 19.7 トン、「養殖用種苗採捕漁業」が 2.5 トン、「その他漁業」が 18.6 トンになります。県の留保枠は 1.1 トンになります。なお、大型魚の変更はありません。

1－4 ページをご覧ください。ポイント 1、今回の諮問は、くろまぐろ小型魚（30 kg 未満）（以下、「小型魚」という。）に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に伴い、知事管理漁獲可能量（以下、「漁獲可能量」という。）の配分を変更するものです。なお、くろまぐろ大型魚（30 kg 以上）（以下、「大型魚」という。）については、今回、漁獲可能量の配分変更はありません。

1－6 ページをご覧ください。令和 7 年 12 月 25 日付け 7 水管第 2529 号により農林水産大臣から、くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更すなわち融通の通知がありました。小型魚の漁獲可能量が 62.4 トンから 65.8 トンに変更となり、3.4 トン増加します。

1－5 ページの「くろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧（知事管理分のみ）」をご覧ください。12 月末時点の小型魚及び大型魚の漁獲可能量になります。小型魚の消化率は「定置

漁業」で 62.6%、「その他漁業」で 44.2%になっています。

しかしながら 1－7 ページの「配分量と漁獲実績」の図を見ると、小型魚の「定置漁業」や「その他漁業」では、過年度において漁獲可能量の 100%まで積み上がった事例があるため、今年度も漁獲量の急激な積み上がりが予想されます。

1－4 ページにお戻りください。ポイント 5、このことから、今後予測される積み上がりに事前に対応するため、小型魚において、「国融通による漁獲可能量の変更分 3.4 トン」を追加配分の出発点として、「定置漁業」へ 1.1 トン、「その他漁業」へ 2.2 トンを配分し、余った 0.1 トンを県の留保枠に入れることとします。

ポイント 6、それぞれの配分案の数量、考え方等については関係漁協からの同意を得ています。

1－5 ページにお戻りください。配分後の漁獲可能量について、県全体では 65.8 トンで消化率は 38.6%に、「定置漁業」では 23.9 トンで消化率は 59.7%に、「中型まき網漁業」では 19.7 トンで消化率は 7.4%、「養殖種苗」では 2.5 トンで消化率は 97.5%のままです。また、「その他漁業」は 18.6 トンに増枠し、消化率は 39.0%になりました。

1－4 ページにお戻りください。また、ポイント 7、今回の海区漁業調整委員会終了後から令和 7 管理年度が終了する令和 8 年 3 月 31 日までの間に、急な漁獲の積み上がりにより変更の必要が生じた場合に海区漁業調整委員会への諮問が間に合わなくなります。既に 12 月 31 日時点で大型魚の「定置漁業」の消化率が 81%まで積み上がっており、操業規制を行っているところです。そして 1 月 16 日時点では、消化率がほぼ 100%まで積み上がりましたので、現在では操業停止となっています。

ポイント 8、このため、令和 8 年 3 月 31 日までの期間で、漁獲可能量を変更する必要がある場合、関係漁業協同組合が同意した場合に限り、海区漁業調整委員会へ諮らずに漁獲可能量を変更したいと思います。

ポイント 9、なお、今回の方法により、漁獲可能量を変更した場合には、直近の海区漁業調整委員会にて報告します。

水産資源管理課からの説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○田邊会長職務代理者

現在の小型魚の「定置漁業」「その他の漁業」の漁獲実績と消化率を教えてください。

○水産資源管理課（田中技師）

速報値にはなりますが、1 月 25 日時点で「定置網」では漁獲量が 15.5 トンで消化率が 64.9%、「中型まき網漁業」では漁獲量が約 1.5 トンで消化率が 7.4%、「その他漁業」では漁獲量が 12.9 トンで消化率が 69.4%になっています。なお、養殖用種苗の漁獲量は変更ありません。

○田邊会長職務代理者

大型魚の漁獲実績もお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

こちらも速報値にはなりますが、「定置網漁業」では漁獲量が 18.8 トンで消化率が 99.4 %、「その他漁業」では漁獲量が 11.7 トンで消化率が 35.6%となっています。

○田邊会長職務代理者

ありがとうございました。

○濱田委員

大型魚の定置漁業について、令和 8 年 3 月 31 日まで水揚げはストップなのか。どこからか融通してもらえないのか。

○水産資源管理課（田中技師）

融通について、定置協会会長、くろまぐろ漁業の一本釣漁業者、中型まき網漁業者と打合せを行いました。が、年内に定置網漁業に漁獲枠を融通したのにこれだけ漁獲量が積み上がっていることから、今管理年度はもう融通できないという趣旨の返事をもらっています。

○濱田委員

大型魚の「定置漁業」は 3 月 31 日まで全部放流やな。

○田邊会長職務代理者

昨年までは養殖場から逃げたまぐろがあったので漁獲量が積み上がったけど、今年のまぐろは天然魚、それとも養殖逃げのどちらですか。

○水産資源管理課（田中技師）

養殖逃げのまぐろが定置網で水揚げされたという話は聞いていません。

○田邊会長職務代理者

今年のまぐろは全部 100 kg クラス超えて、天然魚のまぐろで漁獲枠を使い切ったような話を聞くので。

○濱田委員

ほとんど 100 kg 以上の水揚げ。

○水産資源管理課（田中技師）

三重県だけではなく他県でも同じように 200 kg 近くの大型の天然くろまぐろが入網していると聞きますので、三重県も同じように天然魚が積み上がりの要因だと考えています。

○田邊会長職務代理者

1本50万円も60万円もする150kgのまぐろが入っているのに、海へ捨てるのも難儀やろ。

○濱田委員

もう日本中で問題になってるやろ。水産資源管理課に言っても仕方がないけど。どんどん上の方にあげていくべき。漁業者がほんとに可哀想やでさ。

○水産資源管理課（田中技師）

くろまぐろ担当者会議でも、大型魚がたくさんいるということを現場の声として水産庁にあげていますが、そのことが資源評価結果に反映されていない状況です。資源評価結果が変わると大型魚の漁獲可能量の増枠につながるかもしれません。

○濱口委員

視点を変えて、国に言うのはどうか。現場の漁師たちもくろまぐろを放流したところで死ぬのは分かっている。150kgや200kgのくろまぐろを捨てとるようなもの。言うたら不法投棄しとるようなもんやで。そこを国としても放流という考えではなく、不法投棄を許すのかという視点で。

○水産資源管理課（田中技師）

分かりました。

○矢田会長

他にありませんか。

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案2「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2－1ページをご覧ください。

令和8年1月15日付け農林水第24-4274号で三重県知事から諮問書が提出されています。

三重県漁業調整規則第12条第3項及び第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見

が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（牧野係長）

2－2 ページをご覧ください。こちらが諮問内容です。

三重県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第 12 条第 1 に規定する、許可又は起業の認可に関する制限措置の内容及び申請すべき期間は、「漁業許可又は起業の認可に関する取扱方針」の別紙として、漁業許可の種類ごとに定めています。

今回諮問するのは、別紙である「小型機船底びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」、「中型まき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」及び「小型定置網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の 3 点になります。そして規則第 12 条第 3 項及び第 16 条第 2 項に基づき、貴委員会の意見を求めます。内容について、順番に説明します。

1 点目、「1 小型機船底びき網漁業」の改正内容を説明します。貝けた網漁業（津市御殿場地先共同漁業権抹消海域）及び餌料けた網漁業のうち三重郡川越町地先を操業区域とするものについて、令和 8 年 3 月 31 日で許可の有効期間が満了することに伴い、許可の有効期間「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」と 1 年更新するものです。許可の有効期間については、規則第 16 条第 1 項に規定する期間、通常の 3 年間ではなく短い期間である 1 年間で設定します。

また、当該餌料けた網漁業の許可の操業区域の表現の修正になります。基点 2 の表記について、現在、「三重郡川越町川越埋立地東北東突端」を「三重郡川越町川越埋立地南東角」に変更します。そして、基点 3 の表記について、現在、「三重郡川越町埋立地南南西突端」を「三重郡川越町川越埋立地南西角」に変更します。

2 点目、「2 中型まき網漁業」の改正内容を説明します。すべての中型まき網漁業について、令和 8 年 3 月 31 日で許可の有効期間が満了することに伴い、許可の有効期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで」とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間について、「令和 5 年 2 月 16 日から同年 3 月 3 日」を「令和 8 年 2 月 2 日から同年 3 月 6 日」とします。

3 点目、「3 小型定置網漁業」の改正内容を説明します。新たな漁業種類として、「小型定置網漁業（三重共第 72 号共同漁業権漁場を操業区域とするもの）」を設定し、規則第 12 条第 1 項に基づき制限措置及び申請すべき期間を定めます。詳細については後程説明します。また、現在「つぼ網漁業」が設定されていますが、こちらについては令和 5 年 9 月 1 日に免許された三重共第 106 号共同漁業権の漁業種類として設定されており、つぼ網漁業の許可は不要となっているため削除します。

2－3 ページの別紙をご覧ください。今回新たに設定する小型定置網漁業（三重共第 72 号共同漁業権漁場を操業区域とするもの）の経緯を説明します。三重共第 72 号共同漁業権

は令和5年9月1日に免許されていますが、小型定置網漁業における漁業の期間が現在4月1日から1月31日までで設定されており、2月、3月の操業ができない状況になっています。この漁業権内では、現在1名の方が、令和5年11月から小型定置網漁業を営んでいます。周辺海域である志摩海域においても定置網漁業が操業されており、その漁獲実績から2月、3月でも十分な水揚げが見込めることが判明しました。このため、周年漁業を営みたく、漁業権者である三重外湾漁業協同組合から2月、3月を操業できるように、漁業許可の要望があったものです。

許可の内容を説明します。許可の期間について、2月、3月の2カ月間の許可ではありますが、新規漁業になりますので、許可による他の漁業や資源への影響を考え、許可の有効期間は令和8年2月1日から令和9年1月31日までの1年間とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、共同漁業権漁場内の許可になるので「周年」、操業区域は「三重共第72号共同漁業権漁場」とします。漁業時期については、免許漁業が4月1日から1月31日までになるので、その空白期間である「2月1日から3月31日まで」とします。推進機関の馬力数、船舶の総トン数、許可又は起業を認可すべき漁業者の数については、共同漁業権漁場内の許可であることから定めません。漁業を営む者の資格については、「志摩市大王町畔名又は名田に住所を有し、共同漁業権者の同意を得た漁業者又は漁業従事者」とします。

許可により見込まれる効果について、2カ月間操業期間が長くなるので、収入の向上が見込まれます。また、これまで定置漁具を2月から3月までの期間は撤去しなければなりませんでした。今回許可することで、定置漁具の撤去が不要となり、撤去・設置に係る作業時間、費用が削減されます。

漁業調整については、今回の許可化にあたり三重外湾漁業協同組合が調整しました。三重共第72号共同漁業権のほか、隣接する第71号及び第74号の共同漁業権者である志島地区と波切地区の漁業権管理委員、また近隣の波切地先で大型定置網漁業を営んでいる三重定第2号定置漁業権の漁業者にも同意を得ている状況です。

また、資源への影響については、現在4月1日から1月31日まで操業している小型定置を2カ月間延長するものであり、限定的であると考えています。

2-4ページ及び2-5ページには、先程説明した「小型機船底びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の新旧対照表を載せています。2-6ページから2-17ページまでが改正案になります。2-18ページから2-29ページまでが現行の取扱いになります。

また、2-30ページには、「中型まき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の新旧対照表を載せています。2-31ページから2-38ページまでが改正案になります。2-39ページから2-46ページまでが現行の取扱いになります。

最後に説明した「小型定置網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」については、2-47ページ及び2-48ページに新旧対照表を載せています。2-49ページ及び2-50ページが改正案になります。2-51ページ及び2-52ページが現行の取扱いになります。

2-53ページから2-58ページまでが前回の「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針」及び「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針【別紙】」になります。

2－59 ページ及び2－60 ページが規則の抜粋になります。

以上が諮問の説明となります。ご審議をよろしくお願いします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案2については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案2については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、その他事項(1)「サイバーセキュリティ方針の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(中西主幹)

3－1 ページをご覧ください。

三重県電子情報安全対策基準(三重県情報セキュリティポリシー)の改正についてご説明します。

「1 改正の必要性」になります。地方自治法が改正され、令和8年4月1日までに各執行機関(知事部局、議会、公営企業、各委員会)に対して、サイバーセキュリティを確保するための方針(以後、「サイバーセキュリティ方針」という。)を策定すること、及び公表することが義務づけられました。

「2 改正の内容」になります。各執行機関でサイバーセキュリティ方針を策定すること、及び今回の法改正の趣旨すなわちセキュリティ対策は各執行機関で行うことを踏まえ、原則、各執行機関に適した形の情報セキュリティ対策のルールを各執行機関において策定します。

また、海区漁業調整委員会などの各執行機関の対応については、デジタル戦略企画課が策定を支援することになります。

「3 改正のスケジュール」になります。令和7年度中にサイバーセキュリティ方針を策定します。そして、令和8年度中に各執行機関において情報セキュリティ対策基準等の策定を行う予定になっています。

3－2 ページをご覧ください。上段に令和7年度までの概要図を、そして下段に令和8年4月1日以降の概要図を載せています。令和7年度中に三重県電子情報安全対策基準を

改正し、三重県情報セキュリティポリシーを策定します。海区漁業調整委員会としては、サイバーセキュリティ方針兼情報セキュリティ方針を知事部局と共同で策定し、情報セキュリティ基準についても、知事部局に準ずる内容にしたいと考えています。

簡単に説明すると、令和7年度までは、三重県情報セキュリティ安全対策基準の中の情報セキュリティ基本方針に基づいて対応していましたが、地方自治法が改正され、各部局に情報セキュリティ対策を定めて公表するということです。それで令和8年4月1日以降は、知事部局、議会、公営企業、各委員会のそれぞれで策定することになります。それでも単独で策定することが難しいのであれば共同で策定しても構わない旨の通知がきています。それで海区漁業調整委員会としては、知事部局と共同で策定したいと考えています。

3-3 ページから 3-8 ページまでが共同策定版の案になります。

3-9 ページから 3-15 ページまでが三重県情報セキュリティポリシーの全体構成の変更になります。

3-16 ページはスケジュール表になります。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○松田委員

従来の三重県電子情報安全対策基準と今後策定する三重県情報セキュリティポリシーとは基本的に変わる内容は何ですか。また、この地方自治法が改正された背景を教えてください。

○事務局（中西主幹）

3-5 ページの「第1章 目的」をご覧ください。「三重県の各情報システムが取扱う情報には、県民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、部外に漏洩等した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。また、近年のDXの推進により、電子商取引や電子自治体の進展が期待されているところである。これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御し、県民の財産、プライバシー等を守るとともに、事務の安定的な運営を行い、県民からの信頼の維持向上を図るため、三重県情報セキュリティポリシーを定める。」となっています。情報システムを様々な脅威から防御し、県民の財産、プライバシー等を守り、事務の安定的な運営を行うことは、県全体で行うというよりは、それぞれの執行機関が各自責任を持って行うようにというのが大きな変更点になります。例えば、海区漁業調整委員会の場合では、知事部局が使用している行政版 WAN システムを同じように使用していますが、教育委員会では独自のシステムも運用しており、そのシステムは知事部局の行政 WAN システムとは切り離されています。それで、各執行機関が取扱うそれぞれのシステムで、どんな脅威があるのか、その脅威にどうやって安全対策を立てるのかを自ら考えて公表するというのが趣旨になっています。

○松田委員

これまでの対策では不十分だったことが何かあるのでしょうか。

○事務局（中西主幹）

従来の対策でも問題はありますが、これまで三重県一本で定めていたものを、各執行機関で策定し、個別に公表することになります。

○松田委員

各委員会の責任がより重くなるということなんですかね。

○事務局（中西主幹）

そのとおりです。

○松田委員

知事部局には専門的な知識をもっている者がいるので、海区漁業調整委員会で単独で策定するのではなく連携してやっていくのは良いことだと思います。

○矢田会長

ほかにご意見はありませんか。特にないようですので次に進みます。

その他事項（２）「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、２月１７日（火）１０時からの開催をご提案します。場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

次回委員会の議題（案）は、「真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について」、報告は「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」です。

○矢田会長

それでは、次回の委員会は２月１０日（火）１０時からの開催でよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。